

船舶事故調査報告書

平成22年8月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年9月2日 10時17分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島北方沖 白島埼灯台から真方位357°45海里付近 (概位 北緯37°04.9′ 東経133°14.1′)
事故調査の経過	平成21年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八圓生丸、88トン 127271、個人所有 28.00m (Lr) × 5.80m × 2.43m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数380、昭和59年5月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和45年7月10日 免状交付年月日 平成19年2月5日 免状有効期間満了日 平成24年2月5日 甲板員A 男性 59歳 海技免状 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、島根県隠岐の島北方沖の漁場において底びき網漁を開始し、平成21年9月2日09時45分ごろ1回目の揚網作業を始めた。 本船は、船長が操船し、他の乗組員が甲板作業にあたり、2本のえい網索を左右両舷のウインチドラムで巻き取っていたところ、10時17分ごろ、右舷側ウインチドラム（以下「右ドラム」という。）の操作及び監視にあっていた甲板員Aの身体が、えい網索と右ドラムの間に巻き込まれた。 左舷側ウインチドラム付近にいた甲板員Bは、甲板員Aの叫び声を聞いて、右ドラムを停止し、甲板員Aを右ドラムからはずした。 甲板員Aは、来援した海上保安庁のヘリコプターにより、島根県松江市の病院に搬送されたが、死亡が確認され、心臓断裂と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風はほとんどなし 海象：海上平穏
その他の事項	甲板員Aは、体調が悪い様子は見受けられなかった。

	<p>甲板員Aは、乗船経験が30年以上で、ウインチドラムの操作に慣れて いた。</p> <p>甲板員Aは、軍手の上に、重ねてビニール手袋を装着していたが、右手 の中指及び薬指の指先がつぶれていた。</p> <p>巻き上げられているえい網索が右ドラムに巻かれたえい網索に重なった 場合は、ウインチを逆転させて解消する必要があった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>死因は、心臓断裂であった。</p> <p>本船は、隠岐の島北方沖において揚網作業中、 甲板員Aが、巻き上げられているえい網索と右ド ラムに巻かれたえい網索が重ならないよう、えい 網索を手で押すか、又はつかんで巻いたりするな どして誘導していた可能性があると考えられる が、その状況については明らかにすることができ なかった。</p> <p>甲板員Aは、右手の指先をえい網索と右ドラム との間に挟まれ、身体がえい網索と右ドラムの間 に巻き込まれ、胸部を圧迫された可能性がある と考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、隠岐の島北方沖において揚網作業中、甲板員Aが、 巻き上げられているえい網索と右ドラムに巻かれたえい網索が重ならない よう手で誘導していた際、身体がえい網索と右ドラムの間に巻き込まれた ため、胸部を圧迫されたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	